

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成18年12月28日(2006.12.28)

【公開番号】特開2005-159144(P2005-159144A)

【公開日】平成17年6月16日(2005.6.16)

【年通号数】公開・登録公報2005-023

【出願番号】特願2003-397645(P2003-397645)

【国際特許分類】

H 05 K 9/00 (2006.01)

【F I】

H 05 K 9/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年11月10日(2006.11.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回路基板上の電磁シールドする必要のある回路が組まれた箇所に取付けられるシールドケースにおいて、

前記回路基板上に固定された側部を有する枠状のシールド部材で形成されて、前記側部の上端からほぼ水平に伸びて所定面積の平面部を有する側板部と、

前記側板部に嵌合して、蓋をすることができる形状のシールド部材で形成された天板部とで構成された

シールドケース。

【請求項2】

請求項1記載のシールドケースにおいて、

前記平面部は、回路基板上のチップ部品を吸着するチップ実装装置で吸着できる面積を有し、前記側板部のほぼ重心となる位置に配置した

シールドケース。

【請求項3】

請求項1記載のシールドケースにおいて、

前記側板部と前記天板部の一方には嵌合用突起を設け、他方には嵌合用孔又は凹部を設けた

シールドケース。

【請求項4】

請求項1乃至3のいずれか1項に記載のシールドケースが取り付けられた

回路基板。

【請求項5】

請求項4に記載の回路基板が内蔵された

電子機器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】シールドケース、回路基板及び電子機器

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、例えば携帯電話端末の如き小型の電子機器に内蔵される回路基板に取付けられるシールドケースに適用して好適なシールドケース、及びそのシールドケースが取付けられた回路基板、並びにその回路基板が内蔵された電子機器に関する。